第8章　基本構想の実現に向けて

8-1 特定事業計画の作成

本基本構想はバリアフリー化の方向性を示すものであるため、関係する各事業者が作成する事業計画に基づき、本基本構想に即した具体的なバリアフリー事業を推進します。

8-2 スパイラルアップについて

バリアフリー法では実施した具体的なバリアフリー施策などの内容について検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることで、段階的・継続的な発展を図っていくよう務めることを規定しています。（バリアフリー法４条第１項）

本基本構想を実現するためには、特定事業計画作成や事業実施における継続的な進行管理が必要であることから、今後「計画・実行・評価・改善」（PDCA サイクル）をくり返し行い、評価（検証）の結果に基づいて新たな施策や措置を講じることで、バリアフリーの段階的・継続的な発展を図っていきます。

そのために、ハード・ソフトともに、事業を実施する担当各課が節目ごとに進捗状況の把握・評価を行い、各事業の進行管理を行います。

なお、進捗状況や進行管理状況については、習志野市障がい者地域共生協議会等の場を活用しながら、事業者、市民、関係団体等に定期的に情報開示・意見交換する仕組みを構築します。

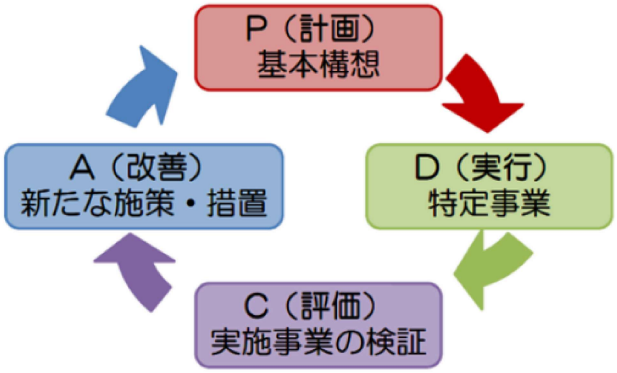


図　ＰＤＣＡサイクル



図　進捗状況の把握・評価
（バリアフリー点検）